

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン

チャイルド・プロテクション・ポリシー

第1章 目的

チャイルド・ファンド・ジャパンのビジョンは、「すべての子どもに開かれた未来を約束する国際社会の形成」です。このビジョンは、それぞれの子どもの尊厳とかけがえのない存在としての価値を尊重し、子どもの参加を実現し、子どもたちとその家族の福祉を守り、希望をもたらし、困難から立ち直る力を高め、また社会の発展に貢献するべく確かな機会を生み出すことを目指しています。このビジョンに向かって、チャイルド・ファンド・ジャパンは子どもたちと連携しつつ、貧困、社会的疎外、あるいは人間性の危機により困難な状況に置かれた子どもたちの健全な成長と保護に確かに役立つような家族と地域、社会制度をもたらすように活動します。

このポリシーは、チャイルド・ファンド・ジャパンの基本的価値観と、国連の「子どもの権利条約」で規定される18歳未満のすべての子どもたちへのコミットメントを明確にすることを目的とするものです。基本的価値観とコミットメントは、チャイルド・ファンド・ジャパンの団体としての特徴を明らかにし、アカウンタビリティを確立するものです。そして、これを明らかにすることにより、チャイルド・ファンド・ジャパンは、その活動を通じ、子どもたちの生きる権利、育つ権利、守られる権利、そして参加する権利を確かなものとするための組織環境の改善を続けることを約束します。

このポリシーはまた、チャイルド・ファンド・アライアンスの「チャイルド・プロテクション・ポリシー」との整合性の範囲において、チャイルド・ファンド・ジャパン独自の方針、価値観、規程や規則を維持し、今後、ガイドラインを通じて、本ポリシーを実践するための手続きや実施方法を明らかにします。

なお、このポリシーは、国際的な基準や子どものために活動する団体のベスト・プラクティス（最良事例）に照らして、定期的に見直し、更新します。

第2章 適用範囲

チャイルド・ファンド・ジャパンの正会員、理事、職員、ボランティア、パートナー団体、取引業者などチャイルド・ファンド・ジャパンに関わる全ての人（以下、「関係者」と

言う)は、その活動や事業において、このポリシーに定義される共通の基本的価値観とコミットメントに拘束されます。さらに、このポリシーは、活動や事業以外の場合でも、「関係者」を拘束するものです。また、このポリシーは、別途定めるチャイルド・ファンド・ジャパンの「行動規範」と併用されなければなりません。

チャイルド・ファンド・ジャパンのスポンサー、寄付者、その他の支援者は、子どもたちや地域の人々との直接的、間接的な関わりの中では、このポリシーを遵守することが求められます。

第3章 基本的価値観

- すべての子どもの尊厳と価値

私たちは、民族、人種、皮膚の色、言語、宗教、意見、性別、社会的出身、出生の地位、能力、または特定の団体への所属の有無に関わらず、一人ひとりの子どもの尊厳とかけがえのない存在としての価値が尊重される安全な環境を整えます。

- 子どもの参加する権利

子どもたちがその成長段階に応じて、自分にかかわる決定のプロセスに参加する権利を持ち、自らの成長に積極的に貢献できることを認めます。

- エンパワメント

私たちは、子どもたちが自分を守る力や、自分にかかわる問題に意見を表明する力を持つことを奨励します。

- 子どもの権利の尊重

「子どもの権利条約」が記す「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」という四つの柱を支持します。

第4章 コミットメント

チャイルド・ファンド・ジャパンは、子どもの権利を推進し、子どもたちにとって安全で安心できる環境を作り、あらゆる形の虐待、搾取、暴力、ネグレクトから子どもたちを守ることを誓います。

さらに、子どもの最高水準のプロテクション（保護）を実現するために、すべての子どもの安全、等しくある権利、さらに参加する権利を積極的に守るために活動します。

このことから、チャイルド・ファンド・ジャパンは、特に、関係者が次の行為を行うことを禁止します。

4.1 差別

4.1.1 定義

個人、または集団的な特性に基づいた子どもに対する不平等な扱いを意味します。差別には様々な形態があり、以下に例示したものに限られるものではありません。

- 宗教：宗教による差別とは、ある子どもについて、その宗教、信条、またはその有無を理由に、他の子どもより不利に扱うことを意味します。
- 民族：民族による差別とは、子どもの民族性（人種、文化、国籍、または社会的出身など）により、否定的であったり、虐げるような扱いをすることを意味します。
- ジェンダー：ジェンダーとは、男女の社会的差異を意味します。ジェンダーによる差別とは、男性または女性が、他方に対して特権を持つときを意味します。多くの社会では、女性は、権力、地位、機会、権利について、男性と平等に認められていないため、ジェンダーによる差別により、男性が特権を持つこととなります。
- 言語：言語による差別とは、子どもの話し方または話す言語により、違った、あるいは否定的な扱いをすることを指します。
- 障害：障害による差別は、身体的、精神的、社会的、または言語的な障害を持つ子どもが、教育、医療、出生登録、または法的資格について障害をもたない子どもと同等の権利を認められないことを指します。

4.1.2 コミットメント

- チャイルド・ファンド・ジャパンは、宗教、民族、ジェンダー、言語、またはその他の属性により子どもを差別することを禁止します。
- チャイルド・ファンド・ジャパンは、関係者および支援を受ける人々の宗教、言語、民族の多様性と寛容性を支持します。
- チャイルド・ファンド・ジャパンは、「障害者の権利条約」に基づき、障害者の権利と機会が守られる環境を整えます。

4.2 ハラスメント

4.2.1 定義

ハラスメントとは、不適切な発言、攻撃的、強要的、高圧的、または身体に害を与えるような言動を指します。身体的ハラスメント（暴力、妨害・阻止行為）無用の行為、または言葉によるハラスメント（烙印を押したり、略称の使用）なども含まれることがあります。ハラスメントは、人種、先祖、生まれ、皮膚の色、出身民族、国籍、信条、ジェンダー、性的指向、年齢、犯罪記録、結婚歴、家庭状態、または身体能力と関係することがあります。

4.2.2 コミットメント

- チャイルド・ファンド・ジャパンは、関係者による子どもに対するいかなるハラスメントも禁じます。
- チャイルド・ファンド・ジャパンは、関係者が関わるすべての子どもたちの尊厳と自尊心を守る環境を維持するため努力します。

4.3 セクシャル・ハラスメント

4.3.1 定義

子どもに関わるセクシャル・ハラスメントは、性的な性質をもつ行為として定義されます。これには、発言、いやらしい目つき、性的に挑発的な身ぶり、露出、または品格を損ねるような性的な冗談などが含まれますが、これらに限られるものではありません。

4.3.2 コミットメント

チャイルド・ファンド・ジャパンは、子どもに対するあからさまな性的な態度や、性的に挑発的な、あるいは性的な関連を持つ言動を禁じます。

4.4 性的搾取

4.4.1 定義

性的搾取は、大人が子どもに、または子どもが他の子どもに性的行為に誘ったり、あるいは強制するために力を乱用することを指します。食料、住まい、あるいは教育といった不可欠なものを確保するために、子どもに性的行為を強制する児童買春、性的虐待、児童ポルノ、および性的取引の形態を含みますが、これらに限られるものではありません。

4.4.2 コミットメント

- チャイルド・ファンド・ジャパンは、関係者と子ども（18歳未満）の間の性的行為を禁じます。この年齢は、地域で定める成人年齢または性的同意年齢に関わりがないばかりでなく、子どもの年齢を見誤ることも言い訳としては認められません。
- チャイルド・ファンド・ジャパンは、金銭、雇用、物品、またはサービスの対価とし

て、子どもに対するわいせつ行為や他の屈辱的、侮辱的、あるいは搾取的行為である子どもとのセックスを禁じます。この対価には、子どもやその家族に対する支援も含まれます。

4.5 搾取

4.5.1 定義

搾取とは、子どもの権利を踏みにじったり、犯したりするような行動または状況に、子どもを強制または誘導するための権力の乱用を意味します。これには、経済的な利益を目的としたり、またはそれを助長するようなあらゆる形態の子どもの人身売買、危険で有害な児童労働、あるいは軍や武装グループへの子どもの募集や使用を含められますが、これらに限られるものではありません。

4.5.2 コミットメント

チャイルド・ファンド・ジャパンは、いかなる方法または形態での子どもの搾取を禁じます。

4.6 ネグレクト

4.6.1 定義

子どものネグレクトとは、子どもの健康や成長が危機的状況に至るまで、子どもの衣食住などの基本的ニーズを満たさなかったり、その監督が行われなかった状況が繰り返されることを意味します。ネグレクトには、必要とされる治療を放棄することやためらうことも含まれます。

4.6.2 コミットメント

- チャイルド・ファンド・ジャパンは、子どもの可能性を最大限に引き出すため、子どもの基本的ニーズが満たされることや必要なケアが与えられるよう手助けします。
- チャイルド・ファンド・ジャパンは、ネグレクトを禁じるとともに、関係者を通して子どもに適切なケアが与えられ、基本的ニーズが満たされるよう努力します。

4.7 虐待

4.7.1 定義

虐待は、子どもの健康や精神的発達を阻害するような言語的、身体的、感情的、あるいは性的に不適切で継続的な扱いを意味します。これには、子どもへの脅し、嘲笑、無視、孤立などの形態があります。子どもが家庭内暴力を目の当たりにしたり、直接的に家庭内暴力に巻き込まれたり、市民による暴力や武力紛争にさらされることも含まれます。

4.7.2 コミットメント

チャイルド・ファンド・ジャパンは、あらゆる形態の子どもに対する虐待を禁止し、子どもの健全なる成長のために好ましい環境を維持するよう努力します。

第5章 報告方法

チャイルド・ファンド・ジャパンのすべての関係者は、このポリシーへの違反行為をチャイルド・プロテクション・ガイドラインに定める手続きと該当する法律に基づいて、報告する義務を負います。

第6章 ポリシーの改廃

このポリシーの改廃は、総会において行います。

附則

このポリシーは、2010年3月12日から施行する。